平成２８年（フ）第１３６号
鳥取県境港市誠道町227番地　県営誠道団地１棟302号、前住所鳥取県米子市新開３丁目７番５号　203号
債務者　北川　芳伸
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４５３号
岡山市中区藤崎465山陽病院、住民票上の住所岡山市中区浜３丁目８番30―210号
債務者　板野　愛子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９０号
広島市南区宇品御幸２丁目12番10号
債務者　正月谷耕次
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２８号
広島市西区己斐上６丁目554番地１　ソシア309号室
債務者　椿居　大作
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９７号
愛媛県伊予郡松前町大字浜1157番地３
債務者　川井　勝利
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２０号
愛媛県東温市樋口510番地
債務者　只木　里江
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
鹿児島県出水市明神町2672番地５早馬第二団地４棟101号
債務者　白濵　安範
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
沖縄県豊見城市字高嶺395番地44　十徳荘３Ｆ
債務者　糸数　盛一
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８４号
長野県諏訪市大字四賀1800番地　サンコーポすわ110号、前住所長野県茅野市中大塩23番地68
債務者　水端　裕巳
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第７９号
長野県飯田市北方2478番地１（スカイハイツ北方Ａ203号）
債務者　伊藤いく子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４６号
兵庫県淡路市久留麻11番地　来田ビルマンション103、前住所兵庫県淡路市久留麻18番地３　県営久留麻住宅３―502
債務者　**廣**田　照幸
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
島根県安来市伯太町井尻600番地
債務者　門脇　健一
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
福岡県直方市大字下境2532番地　県住１―103号
債務者　白水　千加
1　決定年月日時　平成28年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３０１号
石川県野々市市押野１丁目152番地６、従前の住所金沢市八日市１丁目736番地１
債務者　細木　るい（旧姓瀧尾）
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５７号
熊本県八代市古城町2853番地７
債務者　江頭　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで　熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第６９４号
千葉県柏市旭町２丁目７番16号　グラシアス109号
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２４７号
兵庫県明石市鳥羽1520番地の15
債務者　長田　忠久
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係